

## 厚生労働大臣の定める掲示事項は、以下のとおりです。

### 1. 入院基本料に関する事項

当院の療養病床では、1日に5人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
・朝9時～夕方5時まで、看護職員 1人当たりの受持ち数は、10人以内です。 看護補助者1人当たりの受持ち数は、8人以内です。
・夕方5時～朝9時まで、看護職員 1人当たりの受持ち数は、15人以内です。 看護補助者1人当たりの受持ち数は、29人以内です。

当院の地域包括ケア病床では、1日に7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。
・朝9時～夕方5時まで、看護職員 1人当たりの受持ち数は、6人以内です。
・夕方5時～朝9時まで、看護職員 1人当たりの受持ち数は、15人以内です。

### 2. 北海道厚生局への届出事項

#### (1) 入院基本料

施設基準名	承認番号	算定開始年月日
療養病棟入院基本料2（20対1） 注11 経腸栄養管理加算 注13 看護補助体制充実加算1	(療養入院) 第3293号	R7.8.1
地域包括ケア入院医療管理料2（特定入院料） 注3 看護職員配置加算	(地包ケア2) 第823号	R7.6.1
入院ベースアップ評価料34	(入ベ34) 第14号	R7.1.1

#### (2) 基本診療料

施設基準名	承認番号	算定開始年月日
療養病棟療養環境加算1	(療養1) 第594号	R6.10.1
診療録管理体制加算2	(診療録2) 第444号	H31.1.1
データ提出加算1・データ提出加算3口	(データ提) 第799号	R6.10.1
認知症ケア加算3	(認ケア) 第530号	R2.4.1
感染対策向上加算3 注3 連携強化加算	(感染対策3) 第264号	R7.1.1
外来・在宅ベースアップ評価料（I）	(外在ベI) 第910号	R6.6.1
医療DX推進体制整備加算	(医療DX) 第1142号	R6.6.1

#### (3) 特掲診療料

施設基準名	承認番号	算定開始年月日
運動器リハビリテーション料（III）	(運III) 第195号	H19.12.1
呼吸器リハビリテーション料（II）	(呼II) 第105号	H19.12.1
検体検査管理加算（II）	(検II) 第59号	H20.4.1
脳血管疾患等リハビリテーション料（III）	(脳III) 第131号	H20.4.1
外来化学療法加算2	(外化2) 第50号	H20.5.1
がん性疼痛緩和指導管理料	(がん疼) 第305号	H25.7.1
胃瘻造設術	(胃瘻造) 第96号	H26.4.1
胃瘻造設時嚥下機能評価加算	(胃瘻造嚥) 第161号	H27.4.1
CT撮影及びMRI撮影（16列CT）	(C・M) 第2295号	H27.7.1
ニコチン依存症管理料	(ニコ) 第979691号	H29.7.1

#### (4) 入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院は、入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

### 3. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や受診された方への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しており、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、同様の明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には処方した薬剤の名称や実施した検査の名称等が記載されるものですのでその点をご理解いただき、ご家族の方や代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し付けください。

### 4. 保険外負担に関する事項

当院では、特別の療養環境の提供として、入院時に個室を希望された場合や、各種診断書料などにつきまして、利用日数等に応じた実費の負担をお願いしています。（詳細は別途料金表をご確認ください）

### 5. 医療情報の活用について

当院は質の高い診療を実施するため、オンライン資格確認等から取得する情報を活用して診療を行っています。